心理的なケアを必要とする子どものための支援体制の構築に向けた サウンディング型市場調査 実施要領

1 サウンディング型市場調査について

サウンディング型市場調査(以下「調査」という。)とは、市が事業の発案段階において、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

本市では、様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもへの支援を、児童相談所を中心に一時保護所、里親、児童養護施設等と連携を図りながら実施していますが、児童虐待相談・通告は増加傾向が続いており、虐待による心理的ダメージを受けた子ども及び発達障害のある子ども等へのより良い支援体制の充実が必要であると考えています。

つきましては、事業の検討に当たり、心理的なケアを必要とする子どものための支援体制の 在り方について、民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施 します。

3 調査の対象

- ・事業主体となる可能性がある団体又はそれらを構成員とするグループ等
- ・大学等において社会的養護に関する調査・研究をしている学識経験者等

4 対話内容

(1)前提条件(本市における課題等)

- ・ 施設入所や里親委託、家庭引き取りが円滑に進まずに、子どもによっては一時保護が 長期化している。
- ・ 児童養護施設等での生活の不適応(施設不調となった)児童に係る施設からの一時保 護要請件数が増加している。
- ・ 医療的な視点で子どもの特性の見立てを行う機能の充実が必要である。
- ・ 施設において専門的な養育を必要とする子どもを確実に受け入れるための体制の確保 及び充実を図る必要がある。
- ・ 施設養育を担う人材の確保・育成をはじめ、職員の専門性の向上・蓄積に向けた取組 が必要である。

(2) 主な対話項目

本市では、令和9年度の事業開始を想定し、検討を進めていきたいと考えており、前提条件を踏まえていただきながら、主に次の項目について、実際に事業を展開することを想定した視点等から実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、又は参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

【主な対話項目】

項目		内容
	心理的なケアの支援体制 の充実に向けた取組	取組の概要についてお聞かせください。
1		その際、ハード面、ソフト面の視点から具体的な手法も
		併せてお聞かせください。
		(例)児童心理治療施設を設置し、 する特徴があると
		よいと考える。
		児童養護施設等の施設養育体制の充実のため、心理
		的な観点から を実施すべきである。
		施設職員等の専門性の向上・蓄積を目的に、と
		の連携した取組を行う必要がある。 等
2	運営主体、団体間連携等	取組を実施するに当たっての運営方法についてお聞か
		せください。
		(例)自法人、○○を実施している法人、新規で 法人
		設立等
3	行政に期待する支援等	取組の実施に当たり、行政に期待する支援及び配慮を要
		する事項についてお聞かせください。
		(例)○○を実施するための経費に対する助成、児童相談
		所からの に対する支援 等

5 実施スケジュール

<u></u>		
内容	実施時期	
事前説明会の申込み	令和4年12月20日(火)17時まで	
事前説明会の開催	令和4年12月22日(木)16時~17時 (対面・オンライン)	
対話参加の申込み	令和4年12月23日(金)~令和5年1月10日(火)17時	
資料提出【任意】	対話実施日の3営業日前まで	
対話の実施	令和5年1月23日(月)~27日(金) (対面・オンライン)	
結果の公表	令和5年3月(予定)	

6 対話までの流れ

(1)事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

オンラインによる参加を希望される場合は申込時にお伝えください。

【日 時】令和4年12月22日(木)16時から17時まで

【場 所】市役所会議室棟1階第1会議室(相模原市中央区中央2-11-15)

【申込期限】令和4年12月20日(火)17時まで

【申 込 先】相模原市こども・若者未来局こども家庭課

kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2)対話参加の申込み

別紙 2「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申込みください。

Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和4年12月23日(金)から令和5年1月10日(火)17時まで

(3)資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「4 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。 Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前までとします。

(4)対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和5年1月23日(月)から令和5年1月27日(金)までの期間で、30分から1時間程度(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

- (5) その他(新型コロナウイルス感染症対策等)
 - ・ 対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話 時間について調整させていただく場合があります。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、事前説明会・対話の場においては、マスクの 着用をお願いするとともに、参加人数を1団体につき3名までとさせていただきます。

7 留意事項

(1)対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2)対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3)追加対話への協力

対話実施後に追加対話(書面による対話を含む。)等を実施させていただく場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。 また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。 「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公 開の対象となる場合があります。

(5)参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

- ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者
- イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同 条第2項に違反している事実がある者

8 参考資料

- ・ さがみはら子ども応援プラン(第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画)
- 社会的養育推進の基本的方向性
- · 令和 2 年度版 児童相談所 事業概要(令和元年度統計実績)
- ・ 相模原市発表資料 令和4年5月25日「令和3年度 相模原市における児童虐待等の 相談状況について」
- ・ 市内社会的養護関連施設MAP

9 問い合わせ先

連 絡 先:相模原市こども・若者未来局こども家庭課家庭福祉班

所 在 地:相模原市中央区中央2-11-15本館4階

電話番号: 0 4 2 7 6 9 - 9 8 1 1 F A X: 0 4 2 7 5 9 - 4 3 9 5

Eメール: kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

お問い合わせにつきましては、可能な限りEメールのご利用をお願いいたします。